

## 新刊

□青柳武彦：情報化時代のプライバシー研究「個の尊厳」と「公共性」の調和に向けて  
B5. 342 pp. 2008. ¥3,800. NTT 出版.  
ISBN: 978-4-7571-0238-5.

著者は総合商社から NTT 関連会社の社長の後、大学教授という経歴を持ち、IT 技術と社会性の問題についての著書が多い。本書は博士論文を一般向けに書き直したもので、極めて近い将来に実現が見込まれる高度情報化社会の健全な発展を阻害する、「個人情報」の公開と秘匿の限界について、多くの文献や判例を引用して論じたものである。

私が本書に関心を持ったのにはわけがある。かつて「環境庁『身近な生きもの調査（植物）』への提言」と題する一文を、本誌61巻6号（1986）に発表した。そのきっかけは、この調査の原資料の閲覧を、「個人情報の保護」を理由に環境庁が拒否したことにある。私にはこういうデータが個人情報とは考えられなかったので、その後環境庁との接触があるたびに、同庁の見解を求めることを繰り返した。そのいきさつは、「自然環境保全基礎調査と『個人情報』の問題」として、日本植物分類学会ニューズレター No. 93（1998）に発表してある。

私の基本的姿勢は、(1) 個人の氏名、年齢、性別、住所などは、人間社会で生活する上で個人を特定するための必須情報で、それを秘匿せねばならない理由はないこと、(2) 身近な生き物調査に提供された情報源は、それを公表したところで提供者個人に不利益をもたらすおそれは全くないばかりか、情報源の検討によって（大げさな表現だが）社会全体に利益をもたらす、の二つである。またこの報文では、「個人情報」という単語についての政府機関の統一定義はなく、「使用する官庁それぞれの解釈によって使っている」という、法制局と総務庁の回答（電話質問による）および、この件についての私の学会発表を、環境庁が阻止しようとしたことを記録しておいた。私は「個人情報保護」という法律用語の中身には無知なので、このはなしにこれ以上の展開はないものと思っていた。要するに犬の遠吠えである。

まず個人情報には、公開すべき情報と秘匿

保護すべき情報があり、それらを法的に区別して扱う必要があるとする。個人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号などは、人間が社会生活をして行く上で個人を特定し、かつ互いの円滑な関係を保つのに不可欠なもので、個人の意思に関係なく公知のものとするべしとしている。これらは個人識別情報と呼ばれている。公開すれば当然のことに、それに乗じた詐欺や中傷や監視の対象とされる可能性はあるが、これは法による保護と自己の努力によって防衛すべきで、公開したことにとまなう社会全体の利点の方が遙かに大きいという。たとえば住基ネット（国民総背番号制）の全面利用によって、社会全体が負担する経費（つまり税金）の大幅な節約につながるものが、韓国の例を挙げて強調されている。一方、保護・秘匿されるべきもの（いわゆるプライバシー）はこれらの識別情報に結びつけられ（アンカリングされ）、かつそれが公表されれば当人に不利益あるいは不快な思いをもたらす情報として区別すべきであるとしている。個人情報保護という概念は、自己に関するすべての情報は、その個人の意思で完全にコントロールされるべきであるという考えに基づくもので、憲法13条の幸福追求権と関連させて絶対不可侵のものとの主張が漫然と行き渡っているが、これは誤りであり、個人識別情報は公共財とすべきであるとしている。

ところが個人情報保護法ではこういう区別なしに一括して「個人情報」とされ、当人の了解なしに他人に開示すると「プライバシーの侵害」として追求されるため、社会活動に「萎縮現象」が起っていることが指摘されている。個人情報保護法の改正によって、個人識別情報とそれ以外の個人情報を分けし、後者の中でも秘匿保護すべき情報（プライバシー）の定義を明確にすべきであるが、当局側が解釈論で対応できるとして踏み切ろうとしないことに対して、今後の社会基盤の健全な発展を妨げるものとして、いらだちを隠さない。個人情報保護法第一条には「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」との文言があるが、後半が強調される反面前半が霞んでいるため、個人情報過保護状態に陥って効果的な運用が阻害さ

れており、解釈論的運用では機能せず、法改正が必要としている。そして、住基ネット情報や住宅地図の公示頒布の結果起こされた裁判では、前記のような個人識別情報の開示については、プライバシー侵害には当たらないとする判例が援用されている。私もこれに賛成する。インターネットのアドレスも、そういう公共空間の住所なので、これに含まれるべきだろう。

これを読んで、お役所が法改正に前向きでない理由が判った気がした。個人識別情報が公知のものとなれば、産地情報などは「保護すべき個人情報」には当たらないから、環境庁は「身近な生き物地図」の情報源を「個人情報保護」を理由に不開示とする理由がなく、アラ探しに対して無防備になるからである。総務庁や法制局の回答も、この線を踏まえたものと考えればうなづける。各種の名簿の発行が行われなくなったのも、萎縮現象の顕著な例であるが、これも前記のような仕分けができれば、所属集団の名称はプライバシーには当たらない。とくに公務員はその所属、地位を常に表示する義務があるのだから、お役所の職員名簿をプライバシーを理由に発行しないことは、むしろその存在意義を問われることになるだろう。もっと身近な問題としては、標本データベースの頒布を「プライバシー侵害」を理由にしり込みするところがあると聞くことだ。これも上記のような個人識別情報の仕分けができていないため、データベースに取り込まれた多数の採集者の中の、たとえ一人でも文句を言う者があれば、提訴されかねないことをおそれていることと思う。

個人識別情報が公知となると、われわれの日常生活は常に誰かの目にさらされている感じとなり、G. オーウェルの「1984年」のような監視社会を連想する人が多いに違いない。けれども反面われわれは、自分が何者であるかを他人が知っていると感じているからこそ、社会生活に必要な節度ある行動をとるのだと著者は言う。たしかに、発信者が特定できない情報は信頼に値しないし、ブログの「炎上」やハッカー行為をもたらしたりする。犯罪行為も、それをを行う人物が特定できないような条件で発生する。個人識別情報が公知であるということは、社会の平穏、安定的な発展の要素である。一方その対価として、空

き巣にねらわれたり、振り込め詐欺の電話がかかったり、ビッグブラザーが社会を支配して監視網をひろげたりすることも起り得るが、「情報」というものがある以上、これは個人識別情報を秘匿しても同じことなので、社会全体と個々人の努力で対抗・予防するほかはない。

テクノロジーの発達の結果、前記のような文字情報ばかりでなく、映像情報もこれに加わってくる。たとえば公共の場での監視カメラによる映像記録が悪評だったアメリカで、9.11事件以後はこれを許容する空気が濃厚になったこと、ロンドンの同時爆破テロの際、過剰と言われていた監視カメラの映像記録を、パタン認識ソフトで顔寄せすることによって、犯人割り出しが迅速に行われたことが述べられている。これも、公共の場における肖像権の個人情報問題と、広域重大犯罪の予防との関係に大きな一石を投ずるものである。著者は、公共の場における肖像記録（顔写真）は、個人識別情報に属すべきだとしている。

表題を見ただけでは、植物分類学には縁のない文献に見えるが、われわれが現に直面している多くの問題に関係しているので、一度目を通してご覧になることをお勧めする。著者が情報化社会推進の立場から本書を著したことを頭に置いて、聞くべきことが多い。

本書を読んでいて「個人識別情報」というものが、私がかつて書いたことのある「ナマエ」というものに類似していると感じた。

「ナマエを考える(1)-(20)」（野草 (357)-(373), 1977-1980) では、ナマエというものは植物そのものではなく、植物の情報を入れるための空き箱で、その箱書きにはナマエと共に情報を入れるべき植物の特徴、情報の性質が書かれており、かつ箱の置き場が決まっていることが必要で、そうすることではじめてその植物に関する情報が間違いなく蓄積される、とした。本書で述べる「個人識別情報」は、この箱書きと置き場に相当するもので、異なる分野での情報処理概念の類似性を印象づけられた。

ユビキタス社会の構築とプライバシーという章では、ごく近い将来実現が見込まれる高度情報化社会のヴィジョンが紹介されている。それによると、センサーと頭脳と発信器を備えた極めて微細な（スマートダストと呼ばれ

る目に見えないほどの) マイクロチップがあらゆる商品に付随してわれわれの身近にばらまかれ、それらが収集した情報が自動的に「どこか」に発信、収集される。そういうデバイスの侵入を防ぐことはできないし、気がつくこともない。現在でも、独居老人の家の魔法瓶が長時間使われないうちは警報を発したり、子供や老人の現在位置を常時把握するシステムがあるが、要するにわれわれの周辺状況や行動が一種の監視下に常に置かれるようになるという。どんな本を買ったり読んだりしたかがデータベースとして蓄積され、個人の読書傾向がシステムに把握されると、今度はその傾向に合った新刊書や論文の案内が送られて来る。これは現在でもすでに利用可能なサービスで、大変便利だと言う。希望すれば同じ傾向を持つ見知らぬ他人を特定することも可能になるだろう。その代わりに、自分のあらゆる行動は、だれかに監視されていると思わなければならない。したがって個人情報の中でも、公知のものとするべきものと秘匿すべきもの(プライバシー)が、法的に厳密に区別される必要がある。こういうテクニックが最も利用されるのは、スパイとしての役割だからである。

このようなユビキタス社会に適応した人類の将来は、高度な利便性の対価として、個人差というものが次第に希薄になり、平均値と標準偏差で把握可能な社会になって行くような気がする。つまりロボットと人間の差がなくなっていくのではあるまいか。ロボットは肉体の限界を超えることができるから、ビッグブラザーがロボットだったというSFは現実味を帯びてくる。その時代まで生きる見込みがないのは、幸せかもしれない。

(金井弘夫)

□金井弘夫(著)・大場秀章(編)：金井弘夫著作集 植物・探検・書評 B5版. 867 pp. 2008. ¥14,284+税. アポック社. ISBN: 978-900358-62-1.

東京大学や国立科学博物館に在籍され、現在も植物分類学の分野で活躍されている金井弘夫氏の著作集。ふつう研究者の著作集というとむずかしい論文集を想像するが、本書は著者の経験や考え方を記録した膨大な随筆集の様相を呈する。

本書は四部から構成され、第一部は「時代の記憶・探検の記憶」。旧制高校の自分史から始まり、1960～1970年代のインド、ネパールなどの海外における植物調査の旅の様子が非常に克明に記述されている。特に面白いのは「フィニッシュの話」。フィニッシュとはシェルパの間で、壊れる、無くなる、死ぬといった意味で、調査旅行のトラブル集とも言うべきか。第二部は「植物の観かた・残しかた」。著者が開発したラミントンテープによるおしば標本の作成方法や標本棚の得失、旅行先での標本の作り方など、著者のアイデアマンぶりが窺える。第三部は「ナマエ・データ・ヒト」。『野草』に掲載された「ナマエを考える」は10回連載で終わる予定だったものが20回まで続いた力作。学名、地名、学術用語等のデータベースは著者が本領を発揮する分野。第四部は「書を残す」。主に『植物研究雑誌』に投稿された300以上の書評が収載されている。

このほかに著者年譜には著者の病歴まで記されているし、行動記録として1945年からこれまでに著者がどこを訪れたかが、経緯度、交通手段と共に記されている。この著作集で一貫してみられるのは、物事を記録することに関する著者のこだわりであり、分類学だけでなく人生における記録の大切さが再確認できる一冊である。(近藤健児)

□林 将之：紅葉ハンドブック B6版. 80 pp. 2008. ¥1,200+税. 文一総合出版. ISBN: 978-4-8299-0187-8.

日本に生育する代表的な樹木約110種の紅葉した葉の写真を集めたハンドブック。秋の紅葉を楽しむ人は多いが、その植物の正確な名前はなかなか分からないもの。そのような疑問に答えるために、葉一枚から植物の名前が分かるように作られている。最初に赤色、橙色、黄色ごとにまとめられた葉の写真一覧があり、葉の色と形だけで植物名の見当がつく。その後に各植物の葉の大きさや色のパリエーションを示した記載がある。紅葉した葉の写真はきれいで見ているだけで楽しい。100g程度の小さなハンドブックなので、この本を持って落葉を探しながら山を散策するのも楽しそうだ。(近藤健児)